

平成23年5月12日

保護者様

池田町立池田小学校
校長 坪井 一弘

警報発令時における休業及び登下校について

新緑の候、皆様方には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動やPTA活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、警報発令時における対応について、町教委の指示により下記の通りとします。よろしくご理解とご協力をお願いします。

記

	状 況	対 応					
警報発令	午前7時前に発令中の場合	自宅で待機					
	<table border="1"><tr><td>・ 防災行政無線による伝達</td><td>(6:20頃)</td></tr><tr><td>・ 町教育委員会より有線でページング放送</td><td>(6:20頃)</td></tr><tr><td>・ 携帯メールで配信</td><td>(6:40頃)</td></tr></table>		・ 防災行政無線による伝達	(6:20頃)	・ 町教育委員会より有線でページング放送	(6:20頃)	・ 携帯メールで配信
・ 防災行政無線による伝達	(6:20頃)						
・ 町教育委員会より有線でページング放送	(6:20頃)						
・ 携帯メールで配信	(6:40頃)						
警報解除	午前7時～9時までに解除	解除後1時間を経て授業開始間に合うよう登校					
	午前9時～11時までに解除	午後1時50分から授業開始 自宅で昼食を済ませてから登校					
	午前11時過ぎに解除	臨時休業					
備 考	○ここでいう警報とは暴風警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報すべてを指す。 ○ただし、警報発令中でも気象・道路・河川等の状況により安全と判断した場合は、登校等の指示を出す場合がある。 (暴風警報・地域の災害状況によってはこの限りではない) ○解除の場合や登校する場合は、携帯メール・有線放送にて連絡する。						

※池田小携帯メールシステムに登録されていない方は、近所や知り合いのPTA会員から情報を得るようお願い致します。